

## 契 約 書 (案)

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、広島市立リハビリテーション病院に受注者が設置するレンタル方式によるテレビ、床頭台、DVD再生装置、冷蔵庫、課金機、ランドリースystem、カード自販機、カード精算機、マスク販売機及びこれらに付帯する機器（以下「レンタルシステム」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （設置及び運営）

第1条 レンタルシステムの設置場所及び内容は次のとおりとし、発注者は、受注者に対しこれの設置を許可する。

- (1) 設置場所 広島市立リハビリテーション病院（広島市安佐南区伴南一丁目39番1号）
- (2) 内容 別紙のとおりとする。
- (3) 受注者は、レンタルシステムの設置にあたり、良好に機能するよう関連設備を整備するものとする。

2 受注者は、レンタルシステムの設置及び運営にあたっては、広島市立リハビリテーション病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき発注者に提出した提案書及び募集要項に提示した仕様書の内容を誠実に履行しなければならない。

### （契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし契約期間満了日の3ヶ月前までに発注者又は受注者から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後この例による。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、平成38年3月31日後、本契約は更新しない。

### （設置運営開始日）

第3条 受注者は平成30年4月1日からレンタルシステムの運営を開始するものとする。

### （固定資産の使用許可等）

第4条 受注者は、レンタルシステムを設置するため固定資産（建物）を使用するにあたっては、使用する1ヶ月前までに地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付規定第5条に定める「固定資産借受申請書」を発注者に提出し、発注者の使用許可を受けなければならない。使用期間満了後、引き続き使用しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の使用許可にあたっての条件を遵守しなければならない。

### （レンタルシステムの所有権）

第5条 レンタルシステムの所有権は、受注者に帰属する。

(レンタルシステムの保管)

第6条 発注者は、受注者が本契約により設置したレンタルシステムを、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(レンタルシステムの維持及び補修)

第7条 レンタルシステムの維持及び補修は、受注者の責任において行うものとし、レンタルシステムの管理運営上必要なサービスも同様とする。

(レンタルシステムの変更等)

第8条 発注者又は受注者が第1条に定める設置場所又は内容を変更しようとするときは、事前に当該契約担当者の承認を得るものとする。

(利用料金及び諸費用の負担)

第9条 レンタルシステムの利用料金は、次のとおりとする。

機器	金額
テレビ	1時間当たり 円
冷蔵庫	24時間当たり 円
洗濯機	1行程(洗い・すすぎ・脱水)当たり 円
乾燥機	1回(30分)当たり 円
マスク販売機	1箱( 枚入り)当たり 円

2 レンタルシステムの売上金は受注者に帰属するものとする。

3 受注者は、翌月10日までに、その月の売上金及び収益金に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

4 受注者はその月の収益金の内より次の管理経費(電気料金、水道料金及び固定資産貸付料を含む。)を翌月末日までに発注者に納付するものとする。

機器	テレビ・DVD・冷蔵庫	洗濯機	冷蔵庫
管理経費	収益金の %	収益金の %	収益金の %

5 前項の管理経費について、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

6 レンタルシステムの補修及び管理運営に係る費用並びに盗難による損害は、受注者の負担とする。ただし、利用者による明らかな不注意、若しくは故意にて発生した補修はこの限りでない。

(物価変動等に基づく利用料金の変更)

第10条 日本国内における物価水準又は消費税及び地方消費税の変動により利用料金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、利用料金の変更を請求することができる。

2 前項の場合において、利用料金の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。

(損害賠償)

第11条 受注者及びその従業員の責めに帰すべき事由により、広島市立リハビリテーション病院の施設又は設備を滅失又は毀損したときは、受注者は発注者の請求するところに従い、直ちに損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が本契約に従わないときは、本契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による本契約の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

(管轄裁判所)

第13条 本契約による当事者間の紛争に係る管轄裁判所は、広島地方裁判所とする。

(その他)

第14条 本契約に定めのない事項又は著しい状況の変化のため、本契約によりがたい事情が生じたときは、その都度発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 広島市中区中町8番18号

地方独立行政法人広島市立病院機構

理事長 影本正之

受注者 所在地

名称

代表者